

(記載上の注意事項)

- 1 この届出書は、営業所等の新設、異動及び廃止並びに利子等の種別及び納入方法の変更があった場合に、県央広域本部長に提出してください。
- 2 記入方法

記入欄	記入方法																				
1 届出事由	該当番号に○印を付けてください。																				
2 新設等年月日	利子等の種別の変更の場合は、納入開始年月日を記入してください。																				
3 異動事由	営業所等の所在地、名称等が変更の場合にのみ、その事由を記入してください。																				
4 営業所等	営業所等の所在地及び名称を記入してください。																				
5 特別徴収義務者番号	金融機関については、金融機関共同コード(金融機関コード4桁、店舗コード3桁)を記入し、その他の特別徴収義務者は記入しないでください。																				
6 利子割の納入方法	<p>納入方法別に本店又はその営業所等で取り扱う利子等の種別を次のいずれかより選択し、該当番号に○印を付け、一括納入する場合は当該一括納入する本店又は営業所等の所在地、名称及び特別徴収義務者番号を記入してください。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 特定公社債以外の公社債の利子</td> <td>1 0 私募公社債等運用投資信託の収益の分配</td> </tr> <tr> <td>2 銀行預金利子</td> <td>1 1 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの</td> </tr> <tr> <td>3 銀行以外の金融機関の預貯金利子</td> <td>1 2 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配</td> </tr> <tr> <td>4 勤務先預金等の利子</td> <td>1 3 懸賞金付預貯金等の懸賞金等</td> </tr> <tr> <td>5 合同運用信託の収益の分配</td> <td>1 4 定期積金の給付補填金</td> </tr> <tr> <td>6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配</td> <td>1 5 掛金の給付補填金</td> </tr> <tr> <td>7 郵便貯金利子</td> <td>1 6 抵当証券の利息</td> </tr> <tr> <td>8 国外一般公社債等の利子等</td> <td>1 7 貴金属等の売戻し条件付売買の利益</td> </tr> <tr> <td>9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益</td> <td>1 8 外貨建預貯金等の為替差益</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 9 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益</td> </tr> </table>	1 特定公社債以外の公社債の利子	1 0 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	2 銀行預金利子	1 1 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの	3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	1 2 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配	4 勤務先預金等の利子	1 3 懸賞金付預貯金等の懸賞金等	5 合同運用信託の収益の分配	1 4 定期積金の給付補填金	6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	1 5 掛金の給付補填金	7 郵便貯金利子	1 6 抵当証券の利息	8 国外一般公社債等の利子等	1 7 貴金属等の売戻し条件付売買の利益	9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	1 8 外貨建預貯金等の為替差益		1 9 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
1 特定公社債以外の公社債の利子	1 0 私募公社債等運用投資信託の収益の分配																				
2 銀行預金利子	1 1 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの																				
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	1 2 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配																				
4 勤務先預金等の利子	1 3 懸賞金付預貯金等の懸賞金等																				
5 合同運用信託の収益の分配	1 4 定期積金の給付補填金																				
6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	1 5 掛金の給付補填金																				
7 郵便貯金利子	1 6 抵当証券の利息																				
8 国外一般公社債等の利子等	1 7 貴金属等の売戻し条件付売買の利益																				
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	1 8 外貨建預貯金等の為替差益																				
	1 9 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益																				

- 3 利子割の納入方法には、(1)その営業所等で徴収した税額を当該営業所等で納入する方法、(2)本店又はいずれかの営業所等で一括して納入する方法、(3)(1)及び(2)を併用する方法があります。